

## ■ 平成28年度の保育料（1号）について

河内長野市子ども子育て課

保育料は児童の保護者(父母)(収入が父母いずれも98万に満たない場合は、その他の主たる生計維持者)の市町村住民税の所得割額の合計額と、住宅借入金等特別控除額等及び、児童の年齢により決定します。(ただし、父又は母の収入が原則3ヶ月平均8万円を超えた場合は、申請の翌月から父母で保育料を算定します。)

保育料の4月から8月は平成27年度の市町村民税(平成26年1月から12月の所得)、9月以降は平成28年度の市町村民税(平成27年1月から12月の所得)で決定します。

### ◎ 保育料基準額表の見方

- 児童の年齢は「3歳児(満3歳児含む)」「4歳以上児」の2つに区分されます。詳しくは、下記の備考欄を参照願います。
- 保護者と生計を一(保護者と同居している又は保護者に扶養されていることをいう。)にする最年長の子どもから1人目と数えます。  
ただし、第5階層及び第6階層においては、3歳児から小学3年生までの範囲において、最年長の子どもから1人目と数えます。

### 平成28年度河内長野市保育料（1号）基準額表

(単位：円/月)

階層区分	定 義	3歳児			4歳以上児		
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降
第1階層	生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
第2階層	市町村民税均等割のみ課税世帯	3,000	1,500	0	3,000	1,500	0
	第2階層のうち、ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0
第3階層	市町村民税所得割課税額 48,600円以下	6,000	3,000	0	6,000	3,000	0
	第3階層のうち、ひとり親世帯等	3,000	0	0	3,000	0	0
第4階層	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	10,200	5,100	0	7,000	3,500	0
	第4階層のうち、ひとり親世帯等	4,500	0	0	3,000	0	0
第5階層	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	14,700	7,350	0	8,000	4,000	0
第6階層	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	19,800	9,900	0	9,000	4,500	0

- (備考)
- ・この表の3歳児・4歳以上児とは、平成28年3月31日の年齢によるものとする。
  - ・満3歳児は、3歳児単価となります。
  - ・市民税の修正申告及び確定申告された場合、翌月から保育料が変更となる場合があります。所得割額を基準額表に当てはめ、階層が変わる場合は、ご連絡ください。

# ■ 平成28年度の保育料（2・3号）について

河内長野市子ども子育て課

保育料は児童の保護者(父母)(収入が父母いずれも98万に満たない場合は、その他の主たる生計維持者)の市町村住民税の所得割額の合計額と、住宅借入金等特別控除額等及び、児童の年齢により決定します。(ただし、父又は母の収入が原則3ヶ月平均8万円を超えた場合は、申請の翌月から父母で保育料を算定します。)  
 保育料の4月から8月は平成27年度の市町村民税(平成26年1月から12月の所得)、9月以降は平成28年度の市町村民税(平成27年1月から12月の所得)で決定します。

## ◎ 保育料基準額表の見方

- 児童の年齢は「3歳児未満」「3歳児」「4歳以上児」の3つに区分されます。詳しくは、下記の備考欄を参照願います。
- 以下の場合を除き、同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園又は認定こども園等を利用している場合は、年齢が上の児童から1人目と数えます。
  - ・第1階層から第3階層の1までについては、生計を一にする最年長の子どもから1人目と数えます。
  - ・『第3階層の2のうち、ひとり親世帯等』及び『第4階層の1のうち、ひとり親世帯等』については、生計を一にする最年長の子どもから1人目と数えます。

## 平成28年度河内長野市保育料（2・3号）基準額表

上段：保育標準時間  
 下段：保育短時間 (単位：円/月)

階層区分	定義	3歳児未満			3歳児			4歳以上児		
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降
第1階層	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市民税非課税世帯									
第2階層	均等割のみ課税及び所得割課税額	9,300	4,650	0	6,500	3,250	0	6,500	3,250	0
	48,600円未満	9,200	4,600	0	6,400	3,200	0	6,400	3,200	0
	第2階層のうち、ひとり親世帯等	4,650	0	0	3,250	0	0	3,250	0	0
		4,600	0	0	3,200	0	0	3,200	0	0
第3階層の1	所得割課税額	15,200	7,600	0	12,100	6,050	0	12,100	6,050	0
	57,700円未満	15,000	7,500	0	11,900	5,950	0	11,900	5,950	0
	第3階層の1のうち、ひとり親世帯等	7,600	0	0	6,050	0	0	6,050	0	0
		7,500	0	0	5,950	0	0	5,950	0	0
第3階層の2	所得割課税額	15,200	7,600	0	12,100	6,050	0	12,100	6,050	0
	62,000円未満	15,000	7,500	0	11,900	5,950	0	11,900	5,950	0
	第3階層の2のうち、ひとり親世帯等	7,600	0	0	6,050	0	0	6,050	0	0
		7,500	0	0	5,950	0	0	5,950	0	0
第4階層の1	所得割課税額	24,100	12,050	0	23,100	11,550	0	23,100	11,550	0
	77,101円未満	23,700	11,850	0	22,800	11,400	0	22,800	11,400	0
	第4階層の1のうち、ひとり親世帯等	12,050	0	0	11,550	0	0	11,550	0	0
		11,850	0	0	11,400	0	0	11,400	0	0
第4階層の2	所得割課税額	24,100	12,050	0	23,100	11,550	0	23,100	11,550	0
	98,000円未満	23,700	11,850	0	22,800	11,400	0	22,800	11,400	0
第5階層	所得割課税額	38,100	19,050	0	32,100	16,050	0	27,000	13,500	0
	141,000円未満	37,500	18,750	0	31,600	15,800	0	26,600	13,300	0
第6階層	所得割課税額	44,500	22,250	0	32,100	16,050	0	27,000	13,500	0
	178,000円未満	43,800	21,900	0	31,600	15,800	0	26,600	13,300	0
第7階層	所得割課税額	53,600	26,800	0	32,100	16,050	0	27,000	13,500	0
	178,000円以上	52,700	26,350	0	31,600	15,800	0	26,600	13,300	0

(備考) ・この表の3歳児未満・3歳児・4歳以上児とは、平成28年3月31日の年齢によるものとする。  
 ・保育所の保育料を滞納された場合は、督促や催告を行い、なお納付がない場合は、法律に基づき差押す場合があります。  
 ・市民税の修正申告及び確定申告された場合、翌月から保育料が変更となる場合があります。所得割額を基準額表に当てはめ、階層が変わる場合は、ご連絡ください。